

コーラルネット光テレビ 料金表

初期費用

区分		料金	単位
事務手数料※1		2,200円	工事ごと
テレビ伝送工事費※2	テレビ単独工事の場合※3	11,550円	工事ごと
	光アクセス回線と同時工事の場合※4	3,300円	
テレビ接続工事費※7	テレビが1台の場合※5 <単独配線工事(標準工事)の場合>	7,150円	工事ごと
	テレビが複数台の場合※6 <共聴設備接続工事(ホーム共聴工事)の場合>	25,080円	
スカパーJSATテレビ視聴サービス登録料※8		3,080円	1契約回線ごと

※1 光アクセス回線と同時に工事する場合は無料です。

※2 テレビ用回線終端装置を設置します。

※3 本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。
①基本工事、②取扱所設備等工事、③映像用回線終端装置工事

※4 本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。
①取扱所設備等工事、②映像用回線終端装置工事

※5 テレビ用回線終端装置とテレビ1台を接続します。別途有料のオプション工事が必要になる場合があります。

※6 テレビ用回線終端装置とご自宅の既存ホーム共聴設備(分配器からテレビ端子までの設備)を接続します。
テレビ4台分の接続を含みます(5台目以降のテレビの接続等には、オプション費用が必要です)。

※7 お客様でテレビ接続工事を実施される場合(必要機器・ケーブルはお客様用意)、テレビ接続工事費は発生しません。

※8 コーラルネット光テレビのご利用には、スカパーJSAT株式会社が提供する放送サービス「テレビ視聴サービス」のご契約が必要となります。
当料金については、スカパーJSAT株式会社からの依頼に基づき、請求させていただきます。

※ 上記金額は代表的な工事費用です。お客様のお申し込み内容、設備状況によって工事費用が異なる場合がありますので、ご了承ください。

オプション工事・その他工事

区分	内容	料金	単位
宅内同軸基本工事※1	フレッツ・テレビご利用開始後にオプション工事等が必要な場合の派遣工事費	8,250円	工事ごと
ブースター設置工事	ブースターの設置、同軸ケーブルの接続、レベル調整等(入力分配が必要なブースターを新設する場合は、2分配器及び同軸コードを含む)	13,200円	工事ごと
端末接続・設定工事	テレビ・録画機等の設置、接続、設定(機器に接続される分配器等からの同軸ケーブルを含む) (テレビ台数が4台を超える場合等に適用)	3,630円	工事ごと
テレビ端子接続工事 (壁面埋込ユニット工事)	テレビ端子の取替、同軸ケーブルの取替え、接続 (テレビ台数が4台を超える場合等に適用)	3,850円	工事ごと
同軸コード新設工事	3m以下の同軸ケーブルの新規敷設	880円または1,100円	工事ごと
同軸ケーブル新設工事	3m超~30m以下の同軸ケーブルの新規敷設	5,500円	工事ごと
2分配器新設工事	2分配器の新設、分配器への同軸ケーブル接続	3,080円	工事ごと
3/4分配器新設工事	3分配器または4分配器の新設、分配器への同軸ケーブル接続	4,400円	工事ごと
6/8分配器新設工事	6分配器または8分配器の新設、分配器への同軸ケーブル接続	7,150円	工事ごと
特殊工事※2	その他特殊部材を伴う工事※2	実費	工事ごと

※1 コーラルネット光テレビ開通後、ホーム共聴工事を行う場合は、宅内同軸基本工事の適用を除外します。

※2 お客様要望に基づき、NTTで対応可能な特殊工事を行った場合

※ 基本工事実施後、オプション工事のみ実施する場合(端末接続・設定工事など)、派遣工事費が別途必要となります。

コーラルネット光テレビ 料金表

コーラルネット光テレビ 月額利用料

区分	月額料金	内訳	単位
コーラルネット光テレビ	825円※1	伝送サービス利用料 495円	1契約者回線ごと
		スカパーJSATテレビ視聴サービス利用料 330円※2	

※1 初月は無料、解約月の日割りはありません。

※2 コーラルネット光テレビのご利用には、スカパーJSAT株式会社が提供する放送サービス「テレビ視聴サービス」のご契約が必要となります。

※ BS・CS（「スカパー！」等）の有料放送の視聴には、別途提供事業者との契約・料金、対応機器等が必要となります。

※ NHKの受信料（衛星契約）が別途必要となります。

その他

＜参考 夜間・深夜割増工事費について＞

◆ 夜間・深夜工事の割増工事費

夜間・深夜工事の割増工事費は、昼間の工事費に対して、下表の割増率を乗じた料金を適用します。適用比率については、下表のとおりです（テレビ接続工事は、夜間・深夜工事実施不可）。

時間帯区分	適用内容
昼間（8:30から17:00まで）	通常の工事費
夜間（17:00から22:00まで）	昼間の工事費の1.3倍
深夜（22:00から8:30まで）	昼間の工事費の1.6倍

12月29日から1月3日（8:30から～22:00まで）は、昼間の工事費の1.3倍を適用します。

* 「●●:●●から」は00秒を含み、「●●:●●まで」は00秒を含みません。

◆ 割増工事費の算定式

$$\text{割増工事費} = (\text{昼間の工事費} - \text{基本工事費 (手続費相当1,000円)}) \times 1.3 \text{ または } 1.6 + \text{基本工事費 (手続費相当1,000円)}$$

（注）基本工事費（手続費相当）は、割増の対象外とします。

記載の金額は、いずれも「税抜」です。